平成２９年（再イ）第６５７号

東京都江東区大島７―14―10

再生債務者　川田　　塁

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７３５号

東京都江東区東砂５―13―10―605（住民票上の住所）東京都江東区東砂３－３－４

再生債務者　吉村　隆行

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７５２号

東京都練馬区関町南４―14―32―803

再生債務者　中島　　毅

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月29日

東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再イ）第７号

滋賀県長浜市小谷丁野町924番地

再生債務者　中島　和則

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年３月30日

大津地方裁判所長浜支部個人再生係

特定計量器型式承認

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第61号

平成30年３月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第76条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成30年４月12日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第ＳＥ181号
2．名称　株式会社堀場製作所
3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4．特定計量器の種類　ジルコニア式酸素濃度計

1．承認番号　第ＳＦ182号
2．名称　株式会社堀場製作所
3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4．特定計量器の種類　磁気式酸素濃度計

1．承認番号　第ＳＡＳ181号
2．名称　株式会社堀場製作所
3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4．特定計量器の種類　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計

1．承認番号　第ＳＡＣ181号
2．名称　株式会社堀場製作所
3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4．特定計量器の種類　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計

1．承認番号　第ＳＣ181号
2．名称　株式会社堀場製作所
3．住所　京都市南区吉祥院宮の東町２番地
4．特定計量器の種類　化学発光式窒素酸化物濃度計

国立研究開発法人産業技術総合研究所公告第62号

平成30年３月26日付けをもって、特定計量器の型式について次のように計量法（平成４年法律第51号）第81条第１項の承認をしたので同法第159条第１項第５号の規定に基づき公告する。

平成30年４月12日

国立研究開発法人産業技術総合研究所

理事長　中鉢　良治

1．承認番号　第Ｑ185号
2．名称　アズワン株式会社
3．住所　大阪府大阪市西区江戸堀２－１－27
4．特定計量器の種類　アネロイド型血圧計

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

東日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成30年４月12日

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長　廣瀬　　博

記

1．⑶⑯へを次のとおり改める。

へ　2018東北観光フリーパス

㈠　割引をする自動車

㈠(a)に定める期間のうち連続する最大２日間又は㈠(b)に定める期間のうち連続する最大３日間に、㈡(a)に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「東北周遊型」という。）、㈡(b)に定める区間を通行（以下「北東北周遊型」という。）又は㈡(c)に定める区間を通行（以下「南東北周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び宮城県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。

㈡　割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次のとおりとする。

	最大日数	軽自動車等	普通車
東北周遊型	２日間	6,000円	7,500円
	３日間	8,000円	10,500円
北東北周遊型	２日間	5,500円	7,000円
	３日間	7,000円	8,500円
南東北周遊型	２日間	4,500円	6,000円
	３日間	6,000円	7,500円

㈢　実施する期間

(a)　２日間周遊プラン

平成30年４月13日から同年同月23日まで、平成30年５月11日から同年８月６日まで及び平成30年８月24日から同年12月24日までの間の金曜日、土曜日、日曜日及び月曜日並びに平成30年７月17日、同年９月18日、同年同月25日、同年10月９日、同年11月22日及び同年12月25日。

(b)　３日間周遊プラン

平成30年４月13日から同年同月26日まで、平成30年５月８日から同年８月９日まで及び平成30年８月21日から同年12月25日までの間。